

令和 6 年度石川県内部統制評価報告書審査意見書

石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 6 年度石川県内部統制評価報告書

2 審査の方法

内部統制評価報告書の審査に当たっては、石川県監査委員監査基準に準拠し、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるか否かの判断が適切に行われているかといった観点から、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料について内部統制評価部局等から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

また、その他の監査などにおいて得られた知見を活用した。

第 2 審査の結果

令和 6 年度石川県内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

第 3 審査の意見

令和 2 年度に内部統制制度が導入されて以来、不適切事例が毎年増加していることから、内部統制がより一層有効に機能するよう努められたい。

また、本県の内部統制については、適切に整備され、有効に運用されていたと判断されていることから、知事部局に限定することなく、順次他の任命権者へ適用することを検討されたい。